

# リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言

2021年10月  
公益社団法人リース事業協会

- 当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府に提出した。
- 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

## 1. 重点項目（3項目）

- ・ 補助事業
- ・ 国・地方公共団体とのリース取引
- ・ 中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化

## 2. 環境関連（2項目）

- ・ 優良産廃処理業者認定制度の拡充
- ・ 紙マニフェストの交付状況報告の統一化

## 3. 行政手続きの電子化・合理化（8項目）

- ・ 古物営業法の各種手続きの電子化
- ・ 古物営業法の本人確認手続き
- ・ 自動車検査証のICカード化等
- ・ 自動車関係システムのポータルサイト構築
- ・ 自動車税納税証明書提示の特例
- ・ 自動車の継続検査における検査証有効期間
- ・ 医薬品医療機器等法の手続きの電子化等
- ・ インサイダー取引規制上の軽微基準に係る「特定上場会社等」の範囲

以上

## 参考：提言項目の詳細

注) 補助事業と国・地方公共団体とのリース取引は、提言項目を分割して掲載した。

提言項目	提言内容	理由等
補助事業について① 競争条件等	<p>①リース・割賦が利用できない補助事業について、リース・割賦により設備を調達した場合も補助対象とすること。</p> <p>②リース・割賦の取扱いが購入と比べて著しく不利な補助事業について、リース・割賦と購入の取扱いを同等とすること。</p> <p>③オペレーティング・リース取引、購入選択権付リース取引等の多様なリース取引を利用した場合も補助事業の適用対象とすること。</p> <p>④ESCO 対応型について、事業者エネルギー削減保証義務の発生しないエネルギーサービス契約も対象とすること。</p> <p>⑤地方公共団体を補助事業の対象とすること。</p>	<p>①～⑤共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業によって、リース・割賦が利用不可な事業や購入対比で不利な事業がある。そのため、同事業を活用したいユーザーがリース・割賦を利用できないケースがある。購入もリース・割賦もユーザーの経済的効果を概ね同一であることから、リース・割賦を補助事業の対象とすることで、設備投資の活性化が期待でき、企業・地方公共団体の設備調達手法の多様化にも資する。</li> <li>リース・割賦を補助事業の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が平準化されるため、対象事業が更に促進され、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。</li> <li>リース・割賦による設備投資を補助事業の対象とすることを各省庁の制度設計段階で検討いただきたい。</li> <li>オペレーティング・リース取引、購入選択権付リース取引等の多様なリース取引を利用した場合も補助事業の適用対象とすべきである。</li> <li>ESCO の契約形態についても削減保証の無い単なるエネルギーサービス契約のニーズが拡大している（省エネ補助金では ESCO 契約が対象となるものもあるが、ESCO = エネルギー削減保証付に現状限られている。）。</li> </ul> <p>■リース・割賦が利用できない補助事業（例） 学校施設改善交付金、IT 補助金、海外サプライチェーン多元化等支援事業</p> <p>■リース・割賦の取扱いが購入と比べて著しく不利な補助事業（例） ものづくり補助金、事業再構築補助金</p> <p>*購入（銀行借入により購入した場合も含む）の場合（は設備の取得価額全額が補助対象となるのに対し、リース・割賦の場合は最大で事業実施期間（例：1 年分）のリース料・賦払金のみが補助対象とされている。</p>
補助事業について② 財産処分制限	補助事業の財産処分制限を撤廃またはリース期間とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の趣旨を踏まえ、各省庁の告示「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」において、財産処分制限期間を法定耐用年数と定めている。</li> <li>これによって、補助金の交付を受けた場合、技術革新が早い設備（情報機器、エネルギー関連機器等）が陳腐化したとしても、補助金を返還しない限り、法定耐用年数以上、陳腐化した設備を使用せざるを得ない。</li> <li>財産処分制限は、あらゆる補助事業に一律で適用されるため柔軟性を欠く運用になっている。</li> <li>リース活用のメリットとして、設備の使用見込期間に合わせてリース期間を設定できることにあるが、財産処分</li> </ul>

提言項目	提言内容	理由等
		<p>制限期間により、法定耐用年数以上の設備使用が義務付けられていることから、リースでの設備利用ニーズを阻害している。また、企業において、生産力の向上や省エネルギーを目的とした設備の更新、不採算部門の業務停止等に対応できず、財産処分制限により経済の活性化を阻害している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の対象となる設備は、技術革新による性能向上が著しく、製品のライフサイクルが短くなっている中で、財産処分制限の規定があることにより設備更新が抑制され、設備が陳腐化し。企業の生産性が低下する。リース契約により補助事業の対象設備を導入する場合は、財産処分制限期間をリース期間とすることにより、設備更新の促進、陳腐化を回避することができ、公正かつ自由な経済活動が促進される。</li> </ul>
補助事業について③ 諸手続きの電子化・簡素化等	補助事業の諸手続きについて、電子化・簡素化するとともに、適用要件を明確化すること。	<p>①諸手続きの電子化・簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は、ウィズコロナ・アフターコロナを背景として、事務手続きの電子化や押印の廃止を進めているが、補助事業に係る諸手続きにおいて、一部事業は電子化されているものの、多くの事業において、大量の書類（申請書類及び添付書類）や申請書への押印が求められることから、早急に諸手続きの電子化を図るとともに、簡素化すること。</li> <li>・なお、電子化の検討に際しては、その弊害（事務負担増加等）が生じないように検討いただきたい。</li> </ul> <p>②企業概要の様式統一化・電子化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時に企業の概要を添付するが、補助事業（国・地方公共団体）によって様式が異なるため、国・地方公共団体ともに様式を統一化、さらには電子化すること。補助事業の実施団体においても、その電子データを活用することにより、申請者である企業とともに業務の省力化を図ることができる。</li> </ul> <p>③適用要件の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実施要領等について、申請者が理解しやすいように簡潔かつ明瞭な記述とすること。</li> <li>・適用要件が不明確な事業があり、次のような場合、都度、申請者が実施団体に確認する必要があり、申請者及び実施団体ともに負担が生じている。適用要件を明確化することにより、申請者及び実施団体の負担が軽減され、働き方改革に資する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 財産処分制限期間 大半の補助事業の実施要領等では「法定耐用年数」のみ記載されているが、機械装置は業種ごとに耐用年数が異なる。</li> <li>2) 補助対象設備</li> <li>3) 補助対象取引（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース等）</li> </ol> </li> </ul>

提言項目	提言内容	理由等
補助事業について④ その他	<p>以下の改善を図ること。</p> <p>①補助事業のスケジュールを柔軟に運用すること。</p> <p>②変更申請事由を明確化すること。</p> <p>③申請窓口を一元化すること。</p> <p>④自動車関連補助金の申請者を使用者申請とすること。</p> <p>⑤補助事業を一覧・検索できるようにすること。</p>	<p>①補助事業の多くが5月～6月申請、7月～8月採択とするスケジュールとなっているが、採択後に発注することになるため納品が9月以降となる。特に、公共施設（病院、学校等）に補助対象設備を設置する場合、公共施設が運用されている中で、設備設置に要する工事等ができる期間が限られる。採択前の発注や年度をまたいだ納品を許容いただきたい。また、申請期間が短い補助事業があるが、規模が大きい設備の場合、メーカー等との打ち合わせに相応の時間を要することから、公募情報の公開から申請受付開始までの期間、あるいは、申請受付期間を長期に設定すること。</p> <p>②共同申請（リース会社とユーザー）をする補助事業について、共同申請者（ユーザー）に住所や代表者変更等が生じた場合、補助事業や変更内容ごとに、変更申請の必要性の有無を実施団体に確認するため、申請者及び実施団体に負担が生じている。申請事由を明確化することにより、申請者及び実施団体の負担が軽減される。</p> <p>③国、地方公共団体が協調して補助事業を実施する場合、それぞれに申請手続きが必要となるため、申請窓口を一本化すること。</p> <p>④自動車関連補助金について、「割賦・ローン」は使用者申請、「リース」は所有者申請となっているが、すべて使用者申請に統一すること。</p> <p>⑤各省庁、地方公共団体等で補助事業が実施されており、企業等から見ると、補助事業の全容が把握できない。補助事業を一覧・検索できるポータルサイトを構築することにより、補助事業に関する情報を公平に入手することができ、補助事業の利用が促進される。</p>
国・地方公共団体とのリース取引について① 国・地方公共団体の入札手続きの電子化・合理化等	<p>地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、早急な電子化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。</p>	<p>①2020年度の当協会の提言に対し、「地方公共団体の入札手続きにおける競争入札参加資格審査申請書の標準書式については、国の統一書式を可能な限り採用することを基本的な方針として、今年度内に作成。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映をするよう要請・支援を行う予定。」と回答されているが、ウィズコロナ時代において、すべての地方公共団体において、国の統一書式を採用するとともに、早急に、電子申請システムに反映して全国統一化を図ること。</p> <p>②添付書類（登記事項証明書、納税証明書）について、申請を行う地方公共団体ごとに原本の提出が必要となるが、上記①の統一化に際して、電子データによる提出を可能とし、そのデータを国・地方公共団体が共有すること。</p> <p>③上記①の全国統一化が図られるまでの間は、地方公共団体のホームページに申請書等を掲載し、リース会社が地方公共団体の窓口に出向いて申請書の手交を受ける手続きを取り止めること。</p>

提言項目	提言内容	理由等
国・地方公共団体とのリース取引について② 長期継続契約	国のリース契約について地方公共団体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。</li> <li>・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。</li> <li>・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</li> </ul>
国・地方公共団体とのリース取引について ③リース契約書・入札仕様書	リース契約書について、国・地方公共団体が独自に作成した契約書が用いられているが、それらの内容が国・地方公共団体ごとに異なることから、リース取引の慣習法として定着している「リース契約書（参考）2018年3月改訂」を基礎とした統一的な契約書のひな形を作成すること。また、入札仕様書のリース条件を統一化・明確化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度の当協会の提言に対し、「リース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当官等が契約書に記載する事項について個別に検討等」と回答があったが、設備のリース（賃貸借）契約であれば、基本的な条項は統一可能であると考えられる。回答中の「性質・目的・設置場所・使用頻度」によって異なる部分は、基本的な条項とは別に規定を設ける等の合理化が可能であり、早急に統一的なひな形作成を進めること。</li> <li>・入札仕様書についても、上記同様、基本的な仕様（リースの条件）を統一化するとともに、不明確な入札条件が多く、入札条件を明確に示すこと。</li> </ul>
国・地方公共団体とのリース取引について ④辞退届	指名競争入札を辞退した際の辞退届提出の免除または電子化等を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札を辞退する場合の辞退届（押印必要）の廃止、または電子化を早急に図ること。</li> </ul>
中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について	リース期間終了後、リース物件（医療機器）を使用者（ユーザー）に対し、原状有姿で譲渡する場合は、メーカー宛の事前通知を早急に廃止すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革実施計画において、「中古医療機器の販売等に係る通知及び指示について、製造販売業者から販売業者等への指示の実態を把握し、当該指示の適正な実施を確保するための方策を講ずること等について検討する。」とされているが、従前から当協会が提言しているとおり、リース期間終了後、リース物件（医療機器）を使用者（ユーザー）に対し、原状有姿で譲渡する場合は、メーカー宛の事前通知を早急に廃止すること。</li> </ul>
優良産廃処理業者認定制度の拡充について	優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた業者について、域外搬入規制の対象外（免除）等とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者における産業廃棄物処理業者の選定のインセンティブ及び産業廃棄物の適正処理を推進するため、優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた業者について、許可期限を7年とする措置に加えて、域外搬入規制の対象外（免除）等とすること。</li> </ul>
紙マニフェストの交付状況報告の統一化について	紙マニフェストの交付状況報告の様式・報告方法を統一化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙マニフェストの交付状況報告の様式、方法が各地方公共団体により異なっているため事務負担が生じている。すべての地方公共団体が統一様式を使用し、コロナ禍でも対応可能な受付方法にしたい。</li> </ul>

提言項目	提言内容	理由等
いて		(様式) Word、Exel、PDF 等ファイル、記載内容が異なる。 (方法) 郵送、FAX、メール等、地方公共団体指定の方法のみとされ、柔軟な対応がされていない。
古物営業法の各種手続きの電子化について	古物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。	・2020年度の当協会の提言に対し、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各省庁は、行政手続における書面規制・対面規制について、順次、必要な検討を行い、法令等の改正等やオンライン化を行うこととされているところ、古物営業法に係る申請等に係る書面規制・対面規制の在り方について検討を進める。」と回答されているが、電子化の検討を早急に進め、実現すること。
古物営業法の本人確認手続きについて	古物営業法の本人確認手続きについて、登録自動車を買取り受ける際は免除とすること。	・登録自動車は、所有者名義を変更する際に、旧所有者(売手)、新所有者(買手)ともに印鑑証明書(原本)が必要となることから、買手(古物商)は売手から必ず印鑑証明書を取得する。重ねて古物営業法の本人確認手続きをすることは不要と考える。
自動車検査証のICカード化等について	自動車検査証のICカード化(2023年予定)に伴い、以下を提言する。 ①自動車検査証とナンバープレートの返納手続きの簡素化 ②自賠責保険情報のICカードへの記録と自賠責保険証券の搭載義務免除 ③自動車税(納税義務者含む。)に関する情報の車検証への記載及びICカードへの記録(記録ができない場合はOSSシステムを改善して情報を閲覧可能とする) ④自動車税還付通知書の電子化	①自動車OSS(ワンストップサービス)によるオンライン申請の場合、一時抹消登録では自動車検査証(車検証)とナンバープレートを返納しなければ『登録識別情報等通知書』が受領できない。手続きの中の各種申請が「紙」から「オンライン」に替わるだけで、車検証やナンバープレートの取扱いは従前と変わらない。今後、自動車検査証のICカード化と併せて、返納手続きの簡素化を検討いただきたい。 ②車検証のICカード化に合わせ、電子車検証に自賠責情報を入れることにより、自賠責証券の車両搭載義務を免除する対応を検討いただきたい。 ③自動車税の情報について、車検証に記載するとともに(自動車重量税は記載あり)、ICカードに記録(納税義務者、税額)すること。また、OSSで確認できるようにすること。 ④自動車税の納税者(所有者)は納付データを受領できるが、還付データを受領できない。納税者が還付データを受領できるようにすること。
自動車関係システムのポータルサイト構築について	自動車関係システムについて、「車体番号」または「登録番号」をキーとするポータルサイトを構築すること。	・登録制度、自動車関連税制、自動車リサイクル制度、自賠責保険は、いずれも根拠法令が異なるため、システムがそれぞれに制度設計されているが、いずれも「車台番号」や「登録番号」をキーにトレイサビリティできる仕組みになっている。 ・システム統一は行政のコスト増として対応ができないとしても、少なくとも将来的な「車検証のICカード化」の構想の中で、各システムのポータルサイトを構築、もしくは、いずれかのシステムをキーとして、「車台番号」か「登録番号」を入力することにより、自動車関連情報の確認ができるようにすること。これにより、大量の自動車を所有するリース会社の事務の効率化が進む。

提言項目	提言内容	理由等
自動車税納税証明書提示の特例について	自動車の6月車検の取扱いについて、車検の有効期間を延長するか、納税証明書の有効期限を延長すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車税（種別割）の納税証明書は、原則として車検時の提示を省略できるようになったが、5月末に金融機関で納税した場合、陸運支局で納税確認できるのが6月中旬以降となるため、6月中に車検を受ける自動車は引き続き納税証明書（紙）の提出を求められる。</li> <li>大量の自動車を所有するリース会社は、ユーザーの車検期間に間に合うように、納税証明書をユーザーへ引渡すことになるが、事務の煩雑化に繋がっている。</li> <li>これを改善するために、①6月に車検を迎える自動車の車検の有効期間を1ヶ月延長するか、②現行の納税証明書の有効期限を1ヶ月延長し、翌年の6月末までを有効期限とすること。</li> </ul>
自動車の継続検査における検査証有効期間について	自動車検査証の有効期間の起算日について、有効期間が満了する日の1カ月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行った場合、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日を起算日とする規定となっている。人材不足の課題に直面する自動車整備業の現状を鑑み、当該業務の実施時期を分散するために、同施行規則で規定される離島に使用の本拠を有する自動車と同じく、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日を起算日とする期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の2カ月前からと改正すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車整備工場における整備要員の人材不足は業界の長年の課題となっている。繁忙期には通常業務時間だけでは足りず、時間外労働をせざるを得なかったり、多数の工数を実施しなければならない心理的負担がかかったりなど、整備要員に多大な業務負荷がかかってしまっている状況にある。年度末などの継続検査が集中する時期や、冬タイヤの装着替えを並行して実施する時期にはその傾向が顕著である。</li> <li>日本自動車整備振興会連合会の自動車特定整備業実態調査によると整備要員数はほぼ横ばいである一方、平均年齢は年々上昇しており（H17年度/40.5歳、R2年度/45.7歳）、近い将来さらに深刻な人材不足に陥る恐れがある。かかる状況において、健全な自動車整備環境を維持するためには、人材確保・育成等に対する支援に加え、法規制の面からの支援も進めるべく、整備工場のメイン業務のひとつである継続検査の業務分散を可能とする制度改正を進めるべきである。</li> <li>上記の実現で、業務を分散することで多忙によるケアレスミス予防にもつながり、整備品質の維持が期待できる。</li> <li>あわせて、自動車整備は実地で行うため遠隔業務ができないことから、分散出社はコロナ等感染症に対する効果的な予防手段であり、整備要員の新型コロナ等感染症対策の推進にもつながる。また、ユーザーによる整備工場への持ち込み時期の分散にもつながるため、ユーザーの3密回避も実現することができる。</li> </ul>
医薬品医療機器等法の手続きの電子化等について	都道府県に対する各種提出書類（特に変更届）の様式統一化及び電子化、届出窓口及び疎明書への一本化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品医療機器等法に係る各種届出（販売業・貸与業）について、書面による届出が必要とされているが、新型コロナウイルス感染予防のため在宅勤務等が推進されている中で、届出をするために会社への出勤及び地方公共団体への届出が必要となる。各種手続きが電子化されることにより、対人接触機会（＝新型コロナウイルス感染リスク）の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。</li> <li>電子化の検討に際しては、その弊害（事務負担増加等）が生じないように検討いただきたい。</li> </ul>

提言項目	提言内容	理由等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子化が行われるまでの間は、都道府県ごとに異なる様式を統一化すること。</li> <li>・変更届について、複数の都道府県の許可を受けている場合、古物営業法と同様に、一の都道府県への届出をすれば、他の都道府県に変更届を回付する取扱いを導入すること。</li> <li>・規則第 174 条では、「法人である場合であって、都道府県知事はその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ（麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者）、ヘ（心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者）に該当しない疎明書を提出できる。」とされているが、法人の場合は、疎明書に一本化すること。</li> </ul>
<p>インサイダー取引規制上の軽微基準に係る「特定上場会社等」の範囲拡大について</p>	<p>インサイダー取引規制上の重要事実の軽微基準に係る「特定上場会社等」（連結ベースで判断可能となる持株会社）の範囲について、株主・投資家の投資意思決定は連結ベースで把握する傾向が強まっていることも考慮し、収益依存度（関係会社に対する売上高が総売上高に占める割合）以外の連結ベース指標を加味して定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的には、重要事実のうち、(1)「合併」、「会社分割」、「事業の譲渡・譲受け」、「業務上の提携・業務上の提携の解消」、「子会社の異動を伴う株式・持分の譲渡・取得」、「固定資産の譲渡・取得」、「新たな事業の開始」など上場会社等の機関決定に係るもの、(2)「災害に起因する損害・業務遂行の過程で生じた損害」など上場会社等の発生事実に係るもの、および(3)上場会社等の決算情報については、実質的に連結ベースで軽微基準および重要基準（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 49 条乃至第 51 条）の判断を行うことができるように、これら重要事実の軽微基準や重要基準に係る「特定上場会社等」の会社の範囲を画定する要件に収益依存度以外の新たな要件（例：上場会社等の単体の売上高、経常利益、純資産、総資産等の連結におけるこれらいずれかの数字に対する割合が 50%未満など）を設けることを検討いただきたい。</li> <li>・本改正により、M&amp;A 活発化や資本政策の円滑化といった企業の成長戦略の自由度向上が期待され、産業の競争力強化、イノベーション、投資の創出といった経済の活性化に繋がると考えられる。また、政府は令和 3 年 4 月公表の「中小 M&amp;A 推進計画」にて中小企業の M&amp;A 推進の方向性を示しており、令和 3 年 6 月公表の成長戦略実行計画では「足腰の強い中小企業の構築」の方策として M &amp; A 環境の整備を掲げるなど、中小企業の経営資源集約を指向している。本改正により企業の M&amp;A が活発化すれば、自ずと政府が掲げる中小企業の経営資源集約にも資すると考えられる。さらに、リース会社を始め多くの上場会社等において、業務負荷軽減による労働生産性の向上を図ることができる。</li> </ul>

以上